



よくある質問

Q1. 空き家バンクとは何ですか？

A1. 空き家を「貸したい・売りたい方」と「使いたい方」をつなぐ仕組みです。

Q2. どんな人が登録できますか？

A2. ・町内に空き家をお持ちで、活用や売却を希望される方
・町内で空き家を探している方

Q3. 登録するとどうなりますか？

A3. 町のホームページ等で物件情報が紹介され、利用希望者とのマッチングにつながります。

Q4. 契約や手続きはどうなりますか？

A4. 町の指定する不動産事業者が間に入り、契約や調整をサポートします。

Q5. 費用はかかりますか？

A5. 空き家バンクへの登録は無料です。

Q6. 補助制度はありますか？

A6. ・リフォーム補助金（最大20万円）
・家財処分等補助金（最大5万円）
・購入・奨励金（所有者3万円、紹介者1万円）
要件や詳細などはHPをご確認ください。

Q7. 登録すれば必ず売れますか？

A7. 成約を保証するものではありませんが、町のHPや移住希望者への紹介等で活用の機会が広がります。

まずはお気軽にご相談ください！

—利府町—

空き家バンク 物件登録募集



利府町で空き家を探している方が増えています！



=登録メリット=

1) 管理負担の軽減

活用や売却が進むことで、維持管理の負担や不安が軽くなります！

2) 補助金の活用

所有者、購入者、紹介者が補助金を利用できます！

3) 地域での有効活用

空き家が新しい住まいとなり、地域の活性化につながります！

利府町商工観光課
シティセールス係



022-767-2120



citysales@rifu-cho.com

もっと詳しく知りたい方はこちらから→



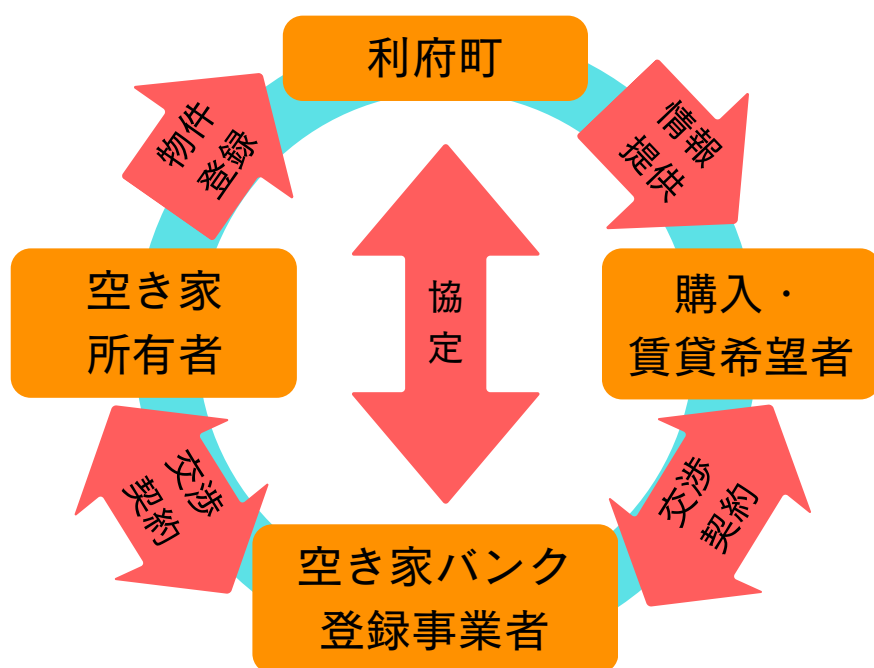


利府町空き家バンクとは

利府町では、空き家の有効活用と移住・定住の促進による地域活性化を目的に、空き家を「売りたい・貸したい方」と「買いたい・借りたい方」をつなぐマッチング制度を実施しています。

登録事業者は、町と協定を結ぶ不動産団体に加盟する町内事業者のため、安心してご相談いただけます。

【空き家バンク仕組み】



空き家バンク補助金について

リフォーム補助金

内 容：利府町空き家バンクに登録された物件の所有者または入居希望者に対しリフォームに要する費用の一部を補助

補助額：上限20万円（対象経費の2分の1）

家財処分等補助金

内 容：利府町空き家バンクに登録した物件の所有者に対し、空き家の家財処分、登記費用等に係る費用の一部を補助

補助額：上限5万円（対象経費の2分の1）

購入・契約奨励金

内 容：利府町空き家バンクに登録した物件が賃貸又は売買契約が成立した際、所有者や紹介者に報奨金を交付

補助額：所有者：3万円 紹介者：1万円

※ 注意事項

- ・ 1つの空き家につき補助は1回までです。
- ・ 必ず工事や家財処分の前に申請ください。
- ・ 予算には上限があり、なくなり次第終了となります。
- ・ 令和9年3月までに事業を完了する必要があります。

【空き家バンク ご利用の流れ】

相談



売りたい
貸したい

買いたい
借りたい

物件登録
申請

利用希望者
登録申請

現地確認調査
立ち合い

希望物件
を探す

掲載開始

申し込み

マッチング

